

評価対象年度	平成28年度
--------	--------

政策評価シート

政策	13
----	----

「宮城の将来ビジョン」における体系	政策名	13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成	政策担当部局	農林水産部, 土木部
			評価担当部局	土木部

政策の状況
政策で取り組む内容
<p>昭和40年代以降、大幅に投資拡大を図り整備してきた社会資本は、今後維持更新の時期を迎える。厳しい財政状況、人口減少が見込まれる中で、これまでの「新規の建設・整備を中心とした方向」から「維持管理を重視し、既存施設の保全と有効活用を図る方向」へと政策の重心を移し、長期的な視点に立った社会資本の整備を推進する。</p> <p>また、道路や河川堤防など、地域に根ざした身近な社会資本の整備、維持管理にあたっては、住民と行政が連携し、地域と一体で取り組む体制づくりを推進する。</p> <p>さらに、都市や農山漁村においては、住民と協働のもとで、地域の自然、歴史、文化等や人々の生活、経済活動、さらには農地や森林が持つ水土保全機能など、多様な要素を生かした景観の保全と整備を促進するとともに、美しい景観を生かした地域づくりを推進する。</p>

政策を構成する施策の状況						
施策番号	施策の名称	平成28年度 決算(見込) 額(千円)	目標指標等の状況	実績値	達成度	施策評価
				(指標測定年度)		
30	住民参画型の社会資本整備 や良好な景観の形成	2,396,495	アドプトプログラム認定団体数(団体)[累計]	529団体 (平成28年度)	A	やや遅れている
			農村の地域資源の保全活動を行った面積(ha)	73,468ha (平成28年度)	B	
			景観行政に主体的に取り組んでいる市町村数(市町村)[累計]	8市町村 (平成28年度)	C	

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
- C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
- 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

■ 政策評価（原案） やや遅れている

評価の理由・各施策の成果の状況	
<p>・社会資本については「維持管理を重視し、既存施設の保全と有効活用を図る方向」への転換を図っており、「みやぎ型ストックマネジメント」を推進するために、県営住宅、空港施設などの5計画を策定し、既存施設の長寿命化、有効活用を進めている。</p> <p>・身近な社会資本の維持管理にあたっては、住民と行政が連携し、地域と一体で取り組む体制づくりとして、アドプトプログラムを実施しており、団体数、参加延べ人数とも増加し、順調に推移しており、社会資本整備における住民協働についても、気仙沼土木事務所管内の道路で避難待機所の設置などに取り組んでいる。また、農村の地域資源の保全活動を行った面積は新規地区が追加となり面積が増加した。</p> <p>・一方で、景観行政への取組については、達成率が66.7%であり「C」評価となっていることから、全体としては「やや遅れている」と評価した。</p>	

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

課題	対応方針
<p>・社会資本整備への県民参画や理解向上、参画する地元住民を拡大するため、より一層の情報発信や住民対話を行っていく必要がある。</p>	<p>・運河沿川の桜植樹の寄附募集を行い、民間団体と共に環境整備を進めているところであるが、今後も継続して様々な媒体を活用して幅広い年齢層に普及啓発を図り、住民協働（コラボ）事業を推進する。また、宮城県と包括協定を締結している企業との連携など、アドプトプログラムによる施設管理の参加拡大の促進と、意見交換やPRなどを通じ今後も継続した安定的な運営を図る。</p>
<p>・社会資本の整備、維持管理にあたっては、住民と行政が連携し、地域と一体で取り組む必要がある。また、農村では、農業者のみによる生産資源や環境資源の維持、保全が困難になってきている。これは、近年、郡部や農村など高齢化が原因であり、新たな担い手の確保対策が必要である。</p>	<p>・新たな担い手として、企業などにも周知、PRを行い、安定した運営の確保を図る。また、地域ぐるみの多様な主体の参画により、農地・農業用水等の生産資源や豊かな自然環境の保全活動に取り組む活動組織を支援し、農業・農村を持続させ地域活性化を図る。</p>
<p>・景観行政の推進については、一部の市町での取り組みは進んでいるものの、多くの市町村で関心は低く、全国平均値などと比較して取組が進んでいない状況にあることから、啓発等による意識の醸成が必要である。</p>	<p>・県による広域的な景観計画の策定や検討協議会の設立など、市町村の状況に応じた様々な支援策を準備し、重点的な取組として景観行政の推進を図るものとする。</p>
<p>・復興まちづくりや地方創生事業をきっかけに住民による景観づくりへの関心の高まりも見られることから、具体的な取組に繋がるよう支援する必要がある。</p>	<p>・復興まちづくりが進んでいる市町を対象に、できあがった街並みの維持活用等の景観づくりにかかる取組を支援していく。</p>